

下記の場合は、会議室を利用できませんので
申請前に必ずご確認ください

1. 学習塾、カルチャースクールや参加費の徴収を生業とする場合
2. 物販等の商業活動、展示会、展覧会
3. 飲食を主たる目的とする利用（茶菓程度は可）
4. 不特定多数を対象とする活動、ネット上で広く募集をかける利用
5. 宗教の布教活動
6. 大きい音(楽器演奏等)を伴う使用
7. 反社会的勢力による活動